

令和 5 年第 5 回 廿日市市議会

(第 4 回 定例会)

公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 6 号	廿日市市産業交流センター	1
議案第 8 7 号	廿日市市宮島商工会館	5
議案第 8 8 号	廿日市市岩倉ファームパーク	9
議案第 8 9 号	廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場	1 3
議案第 9 0 号	廿日市漁船等巻揚施設	1 7
議案第 9 1 号	大野漁船等巻揚施設	2 1
議案第 9 2 号	宮島漁船等巻揚施設	2 5
議案第 9 3 号	廿日市市吉和福祉センター	2 9
議案第 9 4 号	廿日市市宮島福祉センター	3 3
議案第 9 6 号	はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリー	3 7

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市産業交流センター)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市産業交流センター
 (2) 所在地 廿日市市本町5番1号
 (3) 設置目的 地域産業の振興を図り、あわせて地域の交流活動を促進する。
 (4) 事業概要 廿日市市産業交流センターの管理
 (5) 年間利用者数 19,871人(令和4年度)
 (6) 現在の指定管理者 廿日市商工会議所
 (7) 現在の指定管理料 49,385千円(5年間の計) (年平均 9,877千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	12,489	12,489	12,489	12,489	12,489	62,445
指定管理料	12,489	12,489	12,489	12,489	12,489	62,445
利用料金	-	-	-	-	-	-
その他の収入	-	-	-	-	-	-
支 出	12,489	12,489	12,489	12,489	12,489	62,445
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	はつかいちしょうこうかいぎしょ 廿日市商工会議所		
ふりがな 代表者氏名	しぶや のりかず 澁谷 憲和	設立年月日	平成10年4月1日
事務所の 所在地	〒738-0015 廿日市市本町5番1号		
職員数	15名	売上高	—
経営理念	商工会議所は、地域商工業者の意見を代表し、商工業の振興に力を注ぎ、国民経済の健全な発展に寄与するための地域経済総合経済団体である。したがって、商工会議所の活動には、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住み良く、働きやすいところにするという念願が込められている。		
主な 業務内容	・経営相談・支援事業 (経理・決算業務、独自共済制度、専門家相談、ビジネスマッチング等) ・地域振興事業 (商店会活性化支援、トライアスロン大会開催、二百廿日豊年市民祭開催等) ・会員・地域交流事業 (部会、委員会事務局、各種検定施行等)		
経営方針	事業所会員の希望や意見をもとに商工業、特に中小企業の発展や、都市環境の整備充実等のために国・県・市などに建議・要望を行い、各種の事業を通して会員企業の振興を図るとともに、地域の繁栄と社会一般福祉の増進に貢献する。		
類似事業の 受託等実績	平成15年商工保健会館建設時より受託。		

廿日市市産業交流センターに係る指定管理者候補者の選定について

産業部産業振興課

廿日市市産業交流センターの指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年7月20日（木）から令和5年8月30日（水）まで

○ 申請者

廿日市商工会議所（廿日市市本町5番1号 会頭 瀧谷 憲和）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等性の確保	市民の平等な利用が確保されていること。
2 施設の効用を最大限に発揮	施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (1) 施設の設置目的（産業の振興、地域交流活動の推進、産業振興・地域交流に関する情報提供等）との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) その他、新規、魅力的な提案の有無
3 管理に係る経費の縮減	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 原則として、申請者からの提案額と管理経費の上限額により評価する。 (2) 実現の可能性
4 管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、廿日市商工会議所を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	廿日市商工会議所
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・ 4期18年、指定管理者として適切な管理運営の実績があること。 ・ 事業者や産業支援機関が行う展示会や各種セミナー、会議の開催等、廿日市商工会議所の事業と一体的、相乗的に展開できること。 ・ 地元商工業者等の需要把握からニーズに応じた的確な対応が可能であること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市宮島商工会館)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市宮島商工会館
 (2) 所在地 廿日市市宮島町527番地1
 (3) 設置目的 商工業の発展及び振興を図り、あわせて地域の交流活動を促進する。
 (4) 事業概要 宮島商工会館(3・4階)の管理
 (5) 年間利用者数 1,319人(令和4年度)
 (6) 現在の指定管理者 宮島町商工会
 (7) 現在の指定管理料 6,329千円(5年間の計) (年平均 1,265.8千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	1,342	1,342	1,342	1,342	1,343	6,711
指定管理料	1,342	1,342	1,342	1,342	1,343	6,711
利用料金	-	-	-	-	-	-
その他の収入	-	-	-	-	-	-
支 出	1,342	1,342	1,342	1,342	1,343	6,711
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	みやじまちょうしょうこうかい 宮 島 町 商 工 会		
ふりがな 代表者氏名	まつもと まこと 松本 誠	設立年月日	昭和 44 年 10 月 18 日
事務所の 所在地	〒 7 3 9 - 0 5 8 8 廿日市市宮島町 5 2 7 番地 1		
職員数	6 名	売上高	—
経営理念	本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。		
主な 業務内容	・ 経営発達支援事業の推進。 ・ 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・ 商工業に関する調査研究を行うこと。 ・ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。		
経営方針	宮島地域の経済発展と産業振興、中小企業・小規模事業者の経営発展と事業活性化に貢献するための事業に取り組む。		
類似事業の 受託等実績	廿日市市宮島商工会館の指定管理を 4 期 18 年（3 年・5 年・5 年・5 年）行っている実績がある。		

廿日市市宮島商工会館に係る指定管理者候補者の選定について

産業部産業振興課

廿日市市宮島商工会館の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年7月20日（木）から令和5年8月30日（水）まで

○ 申請者

宮島町商工会（廿日市市宮島町527番地1 会長 松本 誠）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等性の確保	市民の平等な利用が確保されていること。
2 施設の効用を最大限に発揮	施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (1) 施設の設置目的（産業の振興、地域交流活動の推進、産業振興・地域交流に関する情報提供等）との適合性 (2) 使用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、使用者増への取り組み (4) その他、新規、魅力的な提案の有無
3 管理に係る経費の縮減	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 原則として、申請者からの提案額と管理経費の上限額により評価する。 (2) 実現の可能性
4 管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、宮島町商工会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	宮島町商工会
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・ 4期18年、指定管理者として適切な管理運営の実績があること。 ・ 島内の事業者や産業経済団体が行う会議やセミナー、実行委員会によるイベントの調整等、宮島町商工会の事業と一体的、相乗的に展開できること。 ・ 地元商工業者等の需要把握からニーズに応じた的確な対応が可能であること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市岩倉ファームパーク)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市岩倉ファームパーク
- (2) 所在地 廿日市市津田856番地1 外
- (3) 設置目的 地域にある自然環境を利活用することにより、広域的な交流を促進し、あわせて地域の活性化と市民の保健、休養及び教育に資するため。
- (4) 事業概要 ファームパークの事業の実施に関する業務、利用の許可、利用促進、施設・設備の維持管理
- (5) 年間利用者数 31,057人(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 一般社団法人はつかいち観光協会
- (7) 現在の指定管理料 9,659千円(5年間の計)(年平均 1,931.8千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
収 入	22,300	22,320	22,340	66,960
指定管理料	1,900	1,900	1,900	5,700
利用料金	17,000	17,000	17,000	51,000
その他の収入	3,400	3,420	3,440	10,260
支 出	20,125	20,387	20,750	61,262
収支の差	2,175	1,933	1,590	5,698

団体概要書

ふりがな 団体名	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 はつかいち観光協会 かんこうきょうかい		
ふりがな 代表者氏名	しおだ ひとし 塩田 均	設立年月日	平成 22 年 8 月 2 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 0 1 5 廿日市市本町 5 番 1 号		
職員数	正規職員 10 人（内派遣 1 人） パート職員 22 人	売上高	155, 502, 522 円
経営理念	観光事業を通して地域社会に貢献する		
主な 業務内容	1. 観光地の宣伝、紹介及び観光客の来訪の促進 2. 観光客の受け入れ体制の充実 3. 観光に関する情報の収集及び調査研究 4. 観光関係従事者の資質の向上のための研修 5. 観光諸行事の開催及び協力 6. 観光施設の管理・運営受託 7. 観光関係諸団体との協調した総合的な観光振興 8. 特産品の販売と通販事業 9. 旅行業法に基づく旅行業他		
経営方針	当法人は、廿日市市及びその周辺地域と連携して、集客を創出する事業施策の立案・実行を行うとともに、観光客の誘致に努め、受入体制の整備や歴史遺産の活用を図り、観光事業を通して地域経済の発展と地域文化の向上に寄与することを目的とする。		
類似事業の 受託等実績	1. 憩いの森（極楽寺山キャンプ場） 2. はつかいちアルカディア多目的広場		

廿日市市岩倉ファームパークに係る指定管理者候補者の選定について

産 業 部 観 光 課

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年9月15日（金）から令和5年9月22日（金）まで

○ 申請者

一般社団法人はつかいち観光協会（廿日市市本町5番1号 代表理事 塩田 均）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 観 点
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保 (2) 高齢者や障がいのある人等の施設利用への配慮
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的との整合性 (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 利用料金について (5) 管理運営に係る経費が、市が定める管理費内であること。
3 施設管理を安定して行う人的及び物的能力	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取組姿勢
4 地域の観光の活性化を図るための施設としてのファームパークの役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。	(1) キャンプ利用者等に対する観光の活性化の効果的な提案 (2) 地元雇用や地域の活性化についての積極的な姿勢
5 その他、施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。	パートナーシップ（市との信頼関係に基づくパートナーシップ）

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般社団法人はつかいち観光協会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	一般社団法人はつかいち観光協会
総合判定	適
総 評	【評価した点】 ・予約システムを導入することでサービス向上が期待できること。 ・現状をよく把握されており、今後の管理運営にも期待できること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場
- (2) 所在地 廿日市市宮浜温泉一丁目19番43号
- (3) 設置目的 市民の健康増進を図り、地域の活性化の促進に寄与するとともに、温泉保養地の魅力を高めるため。
- (4) 事業概要 グラウンド・ゴルフ場の事業の実施、利用の許可、利用促進、施設及び設備の維持管理
- (5) 年間利用者数 6,080人(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 宮浜温泉地域管理組合
- (7) 現在の指定管理料 5,092千円(5年間の計)(年平均 1,018.4千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
収 入	2,850	2,905	2,950	8,705
指定管理料	1,300	1,300	1,300	3,900
利用料金	1,020	1,060	1,100	3,180
その他の収入	530	545	550	1,625
支 出	2,855	2,870	2,920	8,645
収支の差	-5	35	30	60

団体概要書

ふりがな 団体名	みやまおんせんちいきかんりくみあい 宮浜温泉地域管理組合		
ふりがな 代表者氏名	うえの　じゅんいち 上野　純一	設立年月日	1965 年 (平成 26 年 4 月 15 日団体名変更)
事務所の 所在地	〒739-0454 廿日市市宮浜温泉3-5-27		
職員数	5 名	売上高	—
経営理念	本組合は旅館業法の趣旨に則り、旅客に最良なる宿泊を提供して公共の福祉に寄与するため、組合員相互の連絡を緊密にし、旅館業に関する調査研究並びに経営の合理化を図り、併せて地域と業界の発展向上を期することを目的とする。		
主な 業務内容	旅館ホテル業・飲食業		
経営方針	本組合は旅館業法の趣旨に則り、旅客に最良なる宿泊を提供して公共の福祉に寄与するため、組合員相互の連絡を緊密にし、旅館業に関する調査研究並びに経営の合理化を図り、併せて地域と業界の発展向上を期することを目的とする。 また当グラウンド・ゴルフ場維持により、地域活性化、健康増進、にぎわい創出などを行い、地域にある温泉施設と絡め、交流人口の増大を図る。		
類似事業の 受託等実績	特にありません。		

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場に係る指定管理者候補者の選定について

産 業 部 観 光 課

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年9月15日（金）から令和5年9月22日（金）まで

○ 申請者

宮浜温泉地域管理組合（廿日市市宮浜温泉三丁目5番27号 組合長 上野 純一）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等利用確保	利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的との整合性 (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 利用料金について (5) 管理運営に係る経費が、市が定める管理費内であること。
3 施設管理を安定して行う人的及び物的能力	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取組姿勢
4 その他、施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。	パートナーシップ（市との信頼関係に基づくパートナーシップ）

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、宮浜温泉地域管理組合を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	宮浜温泉地域管理組合
総合判定	適
総 評	【評価した点】 - グラウンド・ゴルフ場のオープン当初から管理運営を行っており、今後も地域密着での管理運営ができる団体であること。 - 地域の温泉施設と連携した日帰りプランや宿泊プランを充実させ、利用者の増加が期待できること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市漁船等巻揚施設)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市漁船等巻揚施設
- (2) 所在地 廿日市市地御前五丁目2574番地1
- (3) 設置目的 漁船等の安全な操業と維持管理を図り、もって漁業経営の安定に資するため。
- (4) 事業概要 漁船等の整備、補修等を行う場の提供、その他巻揚施設の目的を達成するために必要な事業に関するを行う。
- (5) 年間利用者数 204隻(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 地御前漁業協同組合
- (7) 現在の指定管理料 1,060千円(5年間の計) (年平均 212千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	837	837	837	837	837	4,185
指定管理料	141	141	141	141	141	705
利用料金	696	696	696	696	696	3,480
その他の収入	-	-	-	-	-	-
支 出	837	837	837	837	837	4,185
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	じ ごぜんぎょぎょうきょうどうくみあい 地御前漁業協同組合		
ふりがな 代表者氏名	たお きよたか 峠 清隆	設立年月日	昭和 24 年 9 月 6 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 0 4 2 廿日市市地御前五丁目 1 0 番 8 号		
職員数	5 名	売上高	1 億 746 万円
経営理念	組合員のために事業を行い、組合員の経済的社会的地位を高める。		
主な 業務内容	購買、受託販売、共済事業		
経営方針	組合事業を通し、漁業の生産能率を上げる。		
類似事業の 受託等実績	特になし。		

廿日市漁船等巻揚施設に係る指定管理者候補者の選定について

産業部農林水産課

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

○ 申請者

地御前漁業協同組合（廿日市市地御前五丁目10番8号 代表理事 峠 清隆）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的に適った事業内容となっているか (2) 利用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) その他
3 管理に係る経費の縮減	(1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 (2) 実現の可能性
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、地御前漁業協同組合を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	地御前漁業協同組合
総合判定	適
総評	【評価した点】 主な利用者である漁業者と円滑な意思疎通が可能であり、施設近傍に事務所を有し、利用者への柔軟な対応や緊急時の迅速な対応が可能な体制を確保しており、業務の円滑な推進と効率的な運営が期待できる。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(大野漁船等巻揚施設)

1 施設の概要

- (1) 名称 大野漁船等巻揚施設
- (2) 所在地 廿日市市林が原一丁目7310番地14
- (3) 設置目的 漁船等の安全な操業と維持管理を図り、もって漁業経営の安定に資するため。
- (4) 事業概要 漁船等の整備、補修等を行う場の提供、その他巻揚施設の目的を達成するために必要な事業に関するを行う。
- (5) 年間利用者数 279隻(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 大野町漁業協同組合
- (7) 現在の指定管理料 612千円(5年間の計) (年平均 122.4千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	5,675
指定管理料	241	241	241	241	241	1,205
利用料金	894	894	894	894	894	4,470
その他の収入	-	-	-	-	-	-
支 出	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	5,675
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	おおのちようぎぎょうきょうどうくみあい 大野町漁業協同組合		
ふりがな 代表者氏名	てらにし こうじ 寺西 浩二	設立年月日	昭和 24 年 12 月 15 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 4 4 3 廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 2 1 号		
職員数	4 名	売上高	8,514 万円
経営理念	協同組合の基本理念である「相互扶助」を旨とし、漁業の維持、存続及び漁業経営の安定に努めます。		
主な 業務内容	共済事業・購買事業・利用事業（船舶巻揚施設・筏作成場の運用）・指導事業及びこれらに附帯する事業		
経営方針	「堅実な組合経営の実践」を基本とし漁業基盤の安定のため、各事業に取り組むほか、各事業を通して組合員への還元を図る。		
類似事業の 受託等実績	特になし。		

大野漁船等巻揚施設に係る指定管理者候補者の選定について

産業部農林水産課

大野漁船等巻揚施設の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

○ 申請者

大野町漁業協同組合（廿日市市沖塩屋三丁目4番21号 代表理事 寺西 浩二）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的に適った事業内容となっているか (2) 使用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) その他
3 管理に係る経費の縮減	(1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 (2) 実現の可能性
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、大野町漁業協同組合を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	大野町漁業協同組合
総合判定	適
総評	【評価した点】 主な利用者である漁業者と円滑な意思疎通が可能であり、施設近傍に事務所を有し、利用者への柔軟な対応や緊急時の迅速な対応が可能な体制を確保しており、業務の円滑な推進と効率的な運営が期待できる。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(宮島漁船等巻揚施設)

1 施設の概要

- (1) 名称 宮島漁船等巻揚施設
- (2) 所在地 廿日市市宮島町970番地11
- (3) 設置目的 漁船等の安全な操業と維持管理を図り、もって漁業経営の安定に資するため。
- (4) 事業概要 漁船等の整備、補修等を行う場の提供、その他巻揚施設の目的を達成するために必要な事業に関するを行う。
- (5) 年間利用者数 44隻(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 宮島漁業協同組合
- (7) 現在の指定管理料 1,722千円(5年間の計) (年平均 344.4千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	451	451	451	451	451	2,255
指定管理料	309	309	309	309	309	1,545
利用料金	142	142	142	142	142	710
その他の収入	-	-	-	-	-	-
支 出	451	451	451	451	451	2,255
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	みやじまぎょぎょうきょうどうくみあい 宮島漁業協同組合		
ふりがな 代表者氏名	まるもと たかお 丸本 孝雄	設立年月日	昭和 24 年 10 月 29 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 5 8 8 廿日市市宮島町 9 7 4 番地 9		
職員数	1 名	売上高	7,300 万円
経営理念	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高める。		
主な 業務内容	購買事業、販売事業、利用事業、漁場利用事業、指導事業		
経営方針	組合員の利益につながるよう経営する。		
類似事業の 受託等実績	特になし。		

宮島漁船等巻揚施設に係る指定管理者候補者の選定について

産業部農林水産課

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

○ 申請者

宮島漁業協同組合（廿日市市宮島町974番地9 代表理事 丸本 孝雄）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査の項目及び審査基準

審 査 の 項 目	審 査 基 準
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的に適った事業内容となっているか (2) 使用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) その他
3 管理に係る経費の縮減	(1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 (2) 実現の可能性
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、宮島漁業協同組合を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	宮島漁業協同組合
総合判定	適
総評	【評価した点】 主な利用者である漁業者と円滑な意思疎通が可能であり、施設近傍に事務所を有し、利用者への柔軟な対応や緊急時の迅速な対応が可能な体制を確保しており、業務の円滑な推進と効率的な運営が期待できる。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市吉和福祉センター)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市吉和福祉センター
- (2) 所在地 廿日市市吉和1771番地1
- (3) 設置目的 高齢者又は障害者の健康の増進と福祉の向上を図り、あわせて地域における福祉活動の拠点とするため。
- (4) 事業概要 施設・設備の維持管理、使用許可及び使用料の徴収など。
- (5) 年間利用者数 5,571人(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会
- (7) 現在の指定管理料 61,967千円(5年間の計)(年平均 12,393.4千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	69,000
指定管理料	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	69,000
利用料金	－	－	－	－	－	－
その他の収入	－	－	－	－	－	－
支 出	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	69,000
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	しゃかいふくしほうじんはつかいちししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会		
ふりがな 代表者氏名	ますもと すみお 益本 住夫	設立年月日	昭和 49 年 5 月 20 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 8 5 1 2 廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号		
職員数	57 名	売上高	311, 110, 000 円
経営理念	(1) 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現 (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現 (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築 (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出 (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営		
主な 業務内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 障害福祉サービス事業の経営 (9) 生活福祉資金貸付事業 (10) 法人後見事業 (11) 基金運営事業 (12) 福祉総合相談事業 (13) 生活困窮者自立支援事業 (14) 生活支援体制整備事業 (15) 無料職業紹介事業 (16) 廿日市市吉和福祉センターの管理・経営 (17) 廿日市市宮島福祉センターの管理・経営 (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業		
経営方針	地域から頼られ、地域の願いに応えられる社協		
類似事業の 受託等実績	廿日市市総合健康福祉センター指定管理者（令和 3 年度まで）		

廿日市市吉和福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について

健康福祉部健康福祉総務課

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年6月12日（月）から令和5年8月30日（水）まで

○ 申請者

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会（廿日市市新宮一丁目13番1号 代表者名 益本 住夫）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 項 目
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保 ※不可の場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的に適した事業内容となっているか (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み
3 管理に係る経費の縮減	(1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 (2) 事業計画書に記載された内容の実現性
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢
5 地域の実情に応じた事業を行う能力	(1) 地域の福祉活動に関する事業 (2) 地域住民及び他の施設・団体との協働活動事業 (3) 事業計画書に記載された内容の実現性

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・ 現在、施設管理を安全かつ的確に行っているという実績があること。 ・ 団体の運営、経営方針に基づき、福祉センターを拠点として展開する事業活動により、地域福祉活動の一翼を担うことができること。 ・ 高齢者又は障害者の健康の増進と福祉の向上を図り、あわせて地域における福祉活動の拠点となること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市宮島福祉センター)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市宮島福祉センター
- (2) 所在地 廿日市市宮島町960番地2
- (3) 設置目的 高齢者又は障害者の健康の増進と福祉の向上を図り、あわせて地域における福祉活動の拠点とするため。
- (4) 事業概要 施設・設備の維持管理、使用許可及び使用料の徴収など。
- (5) 年間利用者数 1,127人(令和4年度)
- (6) 現在の指定管理者 社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会
- (7) 現在の指定管理料 81,808千円(5年間の計)(年平均 16,361.6千円)

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	88,500
指定管理料	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	88,500
利用料金	－	－	－	－	－	－
その他の収入	－	－	－	－	－	－
支 出	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	88,500
収支の差	0	0	0	0	0	0

団体概要書

ふりがな 団体名	しゃかいふくしほうじんはつかいちししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会		
ふりがな 代表者氏名	ますもと すみお 益本 住夫	設立年月日	昭和 49 年 5 月 20 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 8 5 1 2 廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号		
職員数	57 名	売上高	311, 110, 000 円
経営理念	(1) 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現 (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現 (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築 (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出 (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営		
主な 業務内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 障害福祉サービス事業の経営 (9) 生活福祉資金貸付事業 (10) 法人後見事業 (11) 基金運営事業 (12) 福祉総合相談事業 (13) 生活困窮者自立支援事業 (14) 生活支援体制整備事業 (15) 無料職業紹介事業 (16) 廿日市市吉和福祉センターの管理・経営 (17) 廿日市市宮島福祉センターの管理・経営 (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業		
経営方針	地域から頼られ、地域の願いに応えられる社協		
類似事業の 受託等実績	廿日市市総合健康福祉センター指定管理者（令和 3 年度まで）		

廿日市市宮島福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について

健康福祉部健康福祉総務課

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年6月12日（月）から令和5年8月30日（水）まで

○ 申請者

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会（廿日市市新宮一丁目13番1号 代表者名 益本 住夫）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 項 目
1 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保 ※不可の場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的に適した事業内容となっているか (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み
3 管理に係る経費の縮減	(1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 (2) 事業計画書に記載された内容の実現性
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み）	(1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢
5 地域の実情に応じた事業を行う能力	(1) 地域の福祉活動に関する事業 (2) 地域住民及び他の施設・団体との協働活動事業 (3) 事業計画書に記載された内容の実現性

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・ 現在、施設管理を安全かつ的確に行っているという実績があること。 ・ 団体の運営、経営方針に基づき、福祉センターを拠点として展開する事業活動により、地域福祉活動の一翼を担うことができること。 ・ 高齢者又は障害者の健康の増進と福祉の向上を図り、あわせて地域における福祉活動の拠点となること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について
(はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリー)

1 施設の概要

- (1) 名称 はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリー
 (2) 所在地 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号
 (3) 設置目的 文化の振興及び交流を図り、文化の香り高いまちの創造に寄与するため。
 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、文化の発展に寄与するため。
 (4) 事業概要 文化振興に関する各種事業の実施及び文化施設の管理運営
 (5) 年間利用者数 文化ホール 107,327人、美術ギャラリー 32,140人（令和4年度）
 (6) 現在の指定管理者 公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団
 (7) 現在の指定管理料 922,901千円（5年間の計）（年平均 184,580.2千円）

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	264,159	264,159	264,159	265,759	265,759	1,323,995
指定管理料	193,529	193,529	193,529	193,429	193,429	967,445
利用料金	24,450	24,450	24,450	24,450	24,450	122,250
その他の収入	46,180	46,180	46,180	47,880	47,880	234,300
支 出	263,859	263,859	263,859	265,759	265,759	1,323,095
収支の差	300	300	300	0	0	900

団体概要書

ふりがな 団体名	こうえきざいだんほうじん はつかいちしげいじゅつぶんかしんこうじぎょうだん 公益財団法人 廿日市市芸術文化振興事業団		
ふりがな 代表者氏名	いくた とくきよ 生田 徳廉	設立年月日	平成 6 年 9 月 1 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 0 2 3 広島県廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号		
職員数	12 名（臨時職員を除く）	売上高	288,628,839 円（令和 4 年度）
経営理念	市民の文化活動の普及振興を図るため、各種の文化事業を自主的に展開し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の創造、市の文化の普及、発展に寄与することを目的とする。		
主な 業務内容	文化振興に関する各種事業の実施及び文化施設等の管理運営		
経営方針	◎基本方針（めざす姿） 人と芸術・文化をつなぐ交流拠点 ◎基本目標 ・人と芸術文化をつなぐ拠点づくりの推進 ・人々に感動をもたらし、心豊かに暮らせる地域づくりの創出 ・地域とともに歩み、「はつかいち」ならではの事業実施 ・芸術文化活動による、賑わい創出と市の魅力やイメージアップの推進 ・施設の管理運営水準を高め、経年化した設備の修繕・整備の推進		
類似事業の 受託等実績	管理実績 はつかいち文化ホール（平成 18 年～現在、4 期目） はつかいち美術ギャラリー（平成 18 年～現在、4 期目）		

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーに係る指定管理者候補者の選定について

教育部生涯学習課

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和5年6月30日（金）から令和5年8月28日（月）まで

○ 申請者

公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団（廿日市市下平良一丁目11番1号 代表理事 生田 徳廉）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 観 点
1 平等利用確保	施設利用の平等性の確保 ※確保できていない場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮	(1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 利用料金の適正 (5) その他、新規、魅力的な提案の有無
3 管理に係る経費の縮減	(1) 管理運営に係る経費が、市が定める管理費内であること。 (2) 実現のための具体的方策
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力	(1) 申請者の実績 (2) 施設の管理運営体制 (3) 個人情報の管理体制 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 地域からの信頼性 (6) 申請者の取組姿勢

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・当該施設の当初からの運営経緯を認識し、更に工夫を重ねた運営が期待できる。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで